

日薬連発第 311 号
2024 年 5 月 7 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

セルフメディケーション税制対象品目
(令和 6 年 6 月 1 日時点) について

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課セルフケア・セルフメディケーション推進室より、下記及び別添のとおり連絡がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしく願います。

<厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課セルフケア・セルフメディケーション推進室からの連絡文>

5 月分のセルフメディケーション税制対象品目をとりまとめましたのでお送りします。本リストは 6 月 1 日に厚生労働省ホームページにて公表いたします。

なお、本リストに掲載されていない品目を税制対象品目として取り扱う事例が散見されておりますが、セルフメディケーション税制の対象となる品目は、本リストに掲載されている品目のみとなります。毎月のデータ更新及び各店舗における販売の際には十分にご留意頂くとともに、取引先へ情報提供される際には、本リストに基づく情報提供をお願いいたします。

※ 令和 4 年以降、当月 20 日までに申請のあった対象品目について、翌月 10 日目処で業界団体様に周知いたします。本リストは、翌々月 1 日目処で厚生労働省ホームページに掲載いたします。

※ 厚生労働省ホームページ：

セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>